

下水道排水設備指定工事店各種変更手続き

事業所の名称変更、住所変更等があった場合には必ず届出をして下さい。

変 更 事 項	提 出 書 類	添 付 書 類	
		法 人	個 人
会社名(屋号)変更	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係) ・誓約書(第2号様式-第5条関係)	・登記事項証明書(登記簿謄本)の<u>原本</u> ・定款の写し(コピー) ・旧指定工事店証	・住民票の写し(<u>原本</u>) ・旧指定工事店証
商号変更(法人のみ) (有限会社→株式会社等)	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係)	・登記事項証明書(登記簿謄本)の<u>原本</u> ・旧指定工事店証	
代表者変更	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係) ・誓約書(第2号様式-第5条関係)	・登記事項証明書(登記簿謄本)の<u>原本</u> ・定款の写し(コピー) ・住民票(<u>原本</u>、代表者のみ) ・旧指定工事店証	※個人の事業所の代表者変更は現在の代表者で「廃止」を行い、新たに「新規申込」の手続きを行ってください。
役員変更 (解任を含む-法人のみ)	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係) ・誓約書(第2号様式-第5条関係) ※役員の解任の場合は不要	・登記事項証明書(登記簿謄本)の<u>原本</u>	
所在地変更	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係) ・営業所の平面図及び付近見取り図(第3号様式)	・営業所の写真(<u>外部及び内部</u>の状況がわかるもの) ・旧指定工事店証	
住居表示変更	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係)	・旧指定工事店証	
責任技術者選任	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係) ・責任技術者名簿(選任・解任)(第4号様式-第5条関係)	・雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険者通知書・労働保険納入書)等 ・下水道排水設備工事責任技術者証のコピー	
責任技術者解任	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係)		
電話番号変更	・下水道排水設備指定工事店異動届(第9号様式-第10条関係)		
事業廃止※1	・下水道排水設備指定工事店指定辞退届(第8号様式-第10条関係)	・指定工事店証	

※…事業を廃止したときは、責任技術者の解任の手続きも同時に行ってください。

○健康保険被保険者証(写)にマスキングをお願いします

・健康保険被保険者証(写)の「保険者番号」「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングをお願いします

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。告知要求制限の規定は、令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、工事及び建設コンサルタント業務等において、技術者等の雇用関係を確認するために「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」、「QRコード」をマスキングの上、提出いただきますようお願いいたします。